

# 「第1期千の葉の先生養成塾」募集要項

## 千葉県教育委員会・千葉市教育委員会合同実施

合同実施について

本養成塾については、千葉県教育委員会と千葉市教育委員会が合同で実施します。

**募集受付期間** 令和6年7月1日（月）午前9時～7月12日（金）午後5時

≪電子申請（インターネット）受付≫ 下記URL又はQRコードから

[https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=29156](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29156)



**入塾者選抜日** 令和6年9月1日（日） **会場** 千葉県総合教育センター

### ≪千葉県・千葉市が求める教員像≫

- 人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員
- 高い倫理観をもち、心身ともに健康で、明朗、快活な教員
- 幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員
- 幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員
- 組織の一員としての責任感と協調性をもち、互いに高め合う教員

## 1 目的

千の葉の先生養成塾は、「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえて、信頼される質の高い教員を養成するために実施します。

## 2 募集校種（コース）及び募集人数

小学校コース 50人程度

## 3 応募資格

次の（1）から（6）を全て満たす者

- （1）千葉県・千葉市の公立小学校の教員になることを第一希望にしている大学3年次等の者<sup>※1</sup>
- （2）小学校教諭普通免許状取得済み又は取得見込みで令和8年3月に卒業又は修了見込みの者
- （3）令和6年度実施「ちば！教職たまごプロジェクト」参加者で令和7年度実施「ちば！教職たまごプロジェクト」に確実に参加する者<sup>※2</sup>
- （4）推薦要件に基づき学長又は学部長が推薦する者
- （5）地方公務員法第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者<sup>※3</sup>
- （6）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者

- ※1 短期大学、大学院を含む（2年制の場合は1年次、3年制の場合は2年次）。
- ※2 短期大学1年次及び大学院1年次は令和7年度実施「ちば！教職たまごプロジェクト」に参加する者
- ※3 欠格事由

#### 【地方公務員法第16条による欠格事由】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 【学校教育法第9条による欠格事由】

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者（以下の期間にある者も含まれる）
  - ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
  - ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 【平成11年改正前の民法による欠格事由】

準禁治産の宣告（心身耗弱を原因とするものを除く。）を受けている者

## 4 推薦要件

次の（1）から（4）の全ての要件を満たし、各大学・短期大学・大学院の学長又は学部長が責任をもって推薦する者

- （1）千葉県・千葉市の公立小学校の教員になることを第一希望にしている者
- （2）学業成績及び人間性が高く評価できる者
- （3）小学校教諭普通免許状取得済み又は取得見込みで令和8年3月に卒業又は修了見込みの者
- （4）実施期間を通して受講可能な者

## 5 申込手続

- （1）【入塾希望者】の申込期間及び申込方法

<申込期間>

令和6年7月 1日（月）午前9時 受付開始

令和6年7月12日（金）午後5時 締切

<申込方法>

電子申請にて申請後、入塾志願書を1部印刷し、各大学・短期大学・大学院担当者に提出する。

- （2）【大学・短期大学・大学院 担当者】の提出期間及び提出方法

<提出期間>

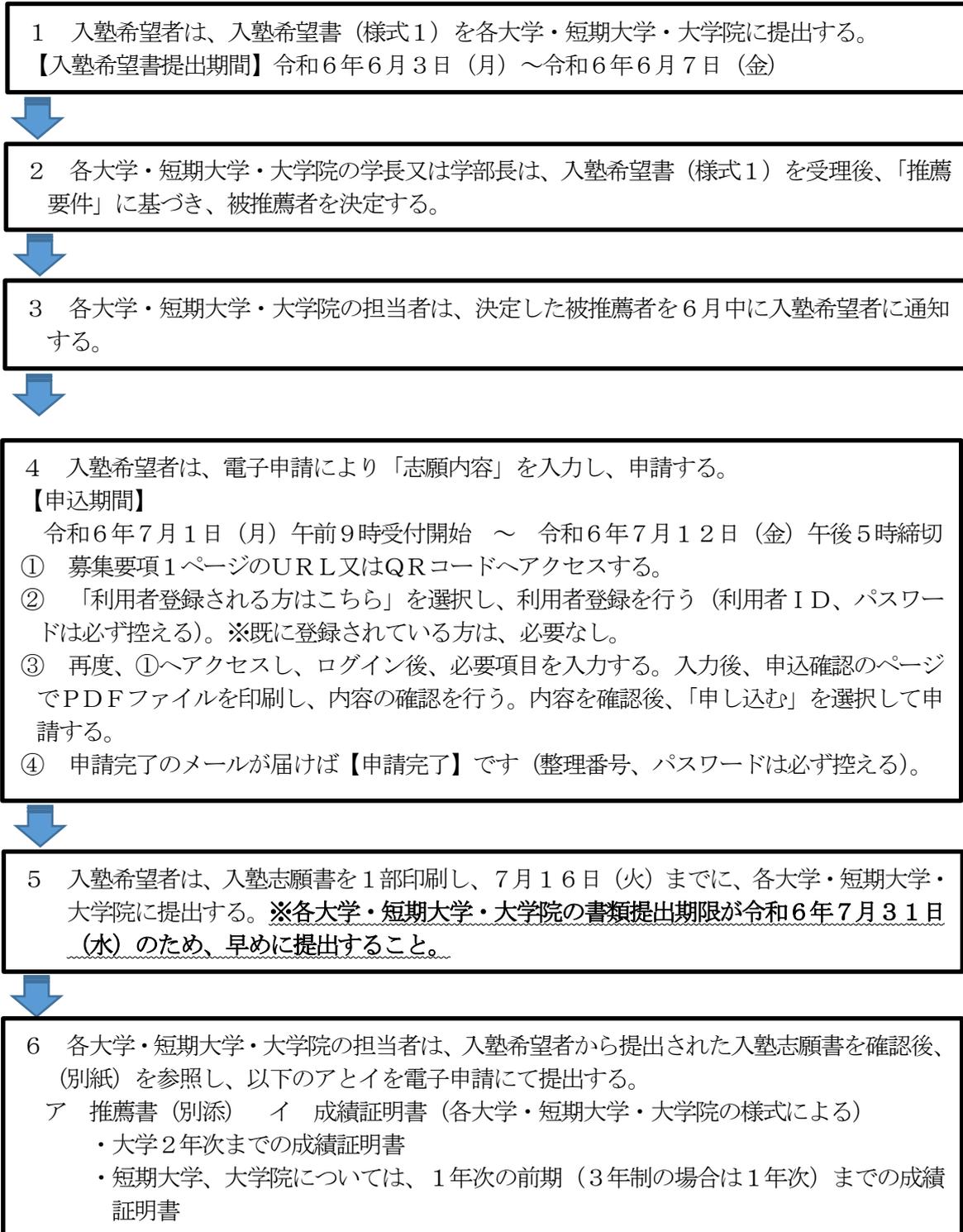
令和6年7月16日（火）午前9時 受付開始

令和6年7月31日（水）午後5時 締切

<提出方法>

入塾希望者から提出された入塾志願書を確認後、（別紙）を参照し、電子申請にて必要書類を提出する。

(3) 申込から書類提出までの流れ



## 6 入塾者選抜

(1) 実施日 令和6年9月1日(日)

(2) 日程(予定)

受付	8:30 ~ 8:50
日程説明	9:00 ~ 9:10
小論文	9:15 ~ 10:00
個別面接	10:15 ~ 12:45
昼食	12:45 ~ 13:25
個別面接	13:30 ~ 14:40

※昼食及び個別面接の時間については、変更する場合があります。

(3) 会場 〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉2-13  
千葉県総合教育センター

(4) 内容 ①小論文(45分) ②個別面接 ③書類選考(提出書類による)

(5) 持参するもの ①受験票(写真印刷されたもの) ②昼食 ③学生証

※受験票は、8月中旬から下旬に、電子申請サービスにアクセスすることにより、印刷が可能となります。受験票発行の開始については、メール及びX(旧ツイッター)でお知らせします。また、受験票は、印刷後、厚紙(大きさ・厚さともはがき程度)に糊付けをして持参してください。

(6) 結果通知 令和6年9月下旬に、結果を千葉県総合教育センターホームページに掲載及び各大学・短期大学・大学院に通知します。

## 7 実施内容

下記内容の研修(1)～(4)を全て実施します。対面講座の実施日は、確実に出席ができるよう、日程を確認してください。なお、研修内容の詳細は、合格後に改めて連絡します。

(1) 実践研修(「ちば!教職たまごプロジェクト」)

<参加回数>

申込時の学年		令和6年度	令和7年度
大学3年生		20回以上	20回以上
短期大学	2年制の <u>1年次</u>	/	25回程度
大学院	3年制の <u>2年次</u>	20回以上	20回以上

(2) 対面講座実施日(全7回)

- ・第1回 令和6年10月20日(日) 13:30～16:30
- ・第2回 令和6年11月17日(日) 13:30～16:30
- ・第3回 令和6年12月8日(日) 13:30～16:30
- ・第4回 令和7年2月8日(土) 13:30～16:30
- ・第5回 令和7年3月1日(土) 13:30～16:30
- ・第6回 令和7年3月15日(土) 13:30～16:30
- ・第7回 令和7年4月5日(土) 9:00～12:00

※主な内容:「教員の仕事について」、「学力向上について」、「学級づくりについて」  
「授業づくりについて」、「特別支援教育について」、「生徒指導について」  
「保護者対応について」、「模擬授業」、「集団討論」等

※対面講座の実施場所については、千葉県総合教育センターの予定

(3) オンライン選択講座(全3回)

- ・期間:令和6年10月～令和7年2月

(4) ボランティア研修(全1回)

- ・実施期間については、入塾後に連絡します。

## 8 受講料及び保険について

受講料については徴収いたしません。ただし、受講に係る各種費用（研修先までの交通費や自宅等でのインターネット接続料等）と傷害保険料等については自己負担となります。

## 9 認定について

- (1) 第7回対面講座終了時点（令和7年4月5日）で、仮認定とします。仮認定後、令和7年度実施「ちば！教職たまごプロジェクト」に「7 実施内容」で示された回数に参加し、必要書類を提出した者を「第1期千の葉の先生養成塾修了者」と認定します。

### 【仮認定の要件】

- ・対面講座については、全7回のうち5回以上参加すること。
- ・オンライン選択講座については、2月までに3講座受講し、レポートを期限内に提出すること。
- ・ボランティア研修については、2月までに実施し、レポートを期限内に提出すること。
- ・期間中の提出物や実践的研修（模擬授業や集団討論等）において、一定の評価を得た者。
- ・令和6年度実施「ちば教職たまごプロジェクト」に「7 実施内容」で示した回数の参加をすること。

- (2) 塾生としてふさわしくない非違行為があった場合、受講態度が著しく悪い場合、成績不良者で改善の見込みが認められない場合等については、大学に連絡の上、退塾となる場合があります。

## 10 令和8年度（令和7年度実施）教員採用選考における特別選考について

仮認定を条件に、令和8年度（令和7年度実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考において「千の葉の先生養成塾特別選考」の志願対象となります。

- (1) 第1次選考が免除になります。
- (2) 「千の葉の先生特別選考」で志願する場合、小学校の志願のみとなります。他の学校種を希望する場合は、「千の葉の先生養成塾特別選考」の対象とはならず、希望する受験区分での志願となります。なお、特別支援教育の併願は認めます。
- (3) 第2次選考からは、他の受験区分と同様の選考内容となります。
- ※「ちば！教職たまごプロジェクト」に「7 実施内容」で示した回数の参加ができなかった場合、合格が取り消される場合があります。

## 11 その他

- (1) 合格者は、やむを得ない理由により、入塾を辞退する場合には、入塾辞退届（様式2）を提出する。辞退する場合は、入塾辞退届の提出前に必ず各大学・短期大学・大学院の担当者に連絡すること。※千葉県教育委員会からも連絡をします。

### 【提出先】

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉2-13  
千葉県総合教育センターカリキュラム開発部研究開発班 TEL 043-276-1274

- (2) 自然災害等緊急事態が発生した場合には、千葉県総合教育センターのホームページやメール等で連絡をします。
- (3) 入塾者選抜や受講の際は、公共交通機関、自転車又は徒歩で参加となります。自家用車やバイクでの参加は不可となります。なお、通塾、帰宅の際は、事故には十分留意してください。
- (4) 御不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

### 【入塾者選抜・教員採用選考等について】

千葉県教育庁教育振興部教職員課任用班 TEL 043-223-4043

### 【電子申請・研修内容等について】

千葉県総合教育センターカリキュラム開発部研究開発班 TEL 043-276-1274